

柏原市庁舎施設整備事業 設計・施工一括発注

プロポーザル実施要項

平成30年8月
柏原市

目次

1	目的	1
2	事業概要	1
	(1) 事業名	1
	(2) 事業内容（その他詳細については、柏原市庁舎施設整備事業要求水準書による。）	1
	(3) 履行期限	1
	(4) 敷地条件	1
	(5) 建物規模	2
	(6) 上限提案価格	2
	(7) 計画概要	2
3	選定方法	2
	(1) 審査方法	2
	(2) 客観評価	2
	(3) 提案評価	2
4	選定委員会	2
5	事務局	2
6	スケジュール	3
7	募集要項等の配布	3
	(1) 配布期間	3
	(2) 配布資料	3
	(3) 配布場所	3
	(4) 現地確認	3
8	参加資格及び条件	4
	(1) 参加者の構成	4
	(2) 共通する参加者の資格	4
	(3) 設計業務（2事業概要（2）ア、イ、ウ、エ）を担当する参加者の資格	5
	(4) 工事監理業務（2事業概要（2）オ）を担当する参加者の資格	6
	(5) 施工業務（2事業概要（2）カ、キ、ク、ケ、コ）を担当する参加者の資格	7
	(6) 失格要件	8
9	参加表明書の提出【客観評価】	8
	(1) 提出書類	8
	(2) 参加表明書の提出方法	9
	(3) 参加表明に関する質問の受付及び回答	9
	(4) 提出書類の作成要領	9
10	技術提案書の提出【提案評価】	10
	(1) 提出書類	10
	(2) 提出書類の作成要領	10
	(3) 書類の提出方法	12
	(4) 技術提案書に関する質問の受付及び回答	12
	(5) 提出書類の記入上の留意事項	12
	(6) プレゼンテーション及びヒアリング	12
11	提案資料の評価基準	13

(1) 客観評価評価基準	13
(2) 提案評価評価基準	13
(3) 審査方法	14
(4) 価格提案について	14
1 2 評価結果の公表及び通知	14
1 3 契約方法等	14
(1) 本事業の契約方法について	14
(2) 契約スケジュール（案）について	15
(3) 契約内容についての協議	15
(5) 次点者との協議	15
(6) 契約保証金	15
(7) 支払条件	15
1 4 提出資料の取り扱い	16
(1) 参加資格確認申請書、技術提案書の無効等	16
1 5 その他	16

1 目的

本庁舎は建設から約 50 年が経過しようとしています。コンクリートの剥離や漏水の発生など、建物や設備の老朽化が進んでいます。また、耐震性能も不足していることから、防災拠点機能を兼ね備えた新庁舎の整備は本市の喫緊の課題となっています。

本庁舎の耐震診断、構造体の点検などの結果から、本庁舎の安全性が大きく低下していることが判明し、これまで「柏原市役所庁舎における耐震・防災対策を踏まえた今後のあり方検討会」や庁舎研究会において、様々な検討を重ねてきました。

その結果、本庁舎の耐震改修の検討では建物の老朽化が進んでいること、また、財政負担を軽減するために既存の施設を利用した分庁舎化を検討したものの市民の利便性が課題となったことなどから、本庁舎の位置で建替えることが望ましいという結果になりました。

そこで、「柏原市庁舎建設基本構想」（以下「基本構想」という。）、「柏原市庁舎建設基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しました。

本プロポーザルは、これら計画を踏まえ、市役所を取り巻くさまざまな課題を整理し、円滑に柏原市庁舎施設整備事業が進むよう、基本設計、実施設計及び施工その他関連する業務に対し、高い技術力と豊富な経験等を有する事業者を選定するために実施するものです。

2 事業概要

(1) 事業名

柏原市庁舎施設整備事業

(2) 事業内容（その他詳細については、柏原市庁舎施設整備事業要求水準書による。）

- ア 調査業務（測量調査、地質調査、電波障害対策調査、土壌汚染調査等）
- イ 新庁舎建設工事に係る基本設計及び実施設計業務
- ウ 別館改修工事に係る基本設計及び実施設計業務
- エ 既存庁舎・教育センター解体工事に係る実施設計業務
- オ 工事監理業務（新庁舎建設、別館改修、既存庁舎・教育センター解体、外構等）
- カ 新庁舎建設工事
- キ 別館改修工事
- ク 教育センター解体工事（その他建設予定地の解体含む）
- ケ 既存庁舎解体工事（プレハブ倉庫等の解体工事も含む）
- コ 外構工事（駐車場整備・擁壁築造工事、設計はイに含むものとする）

(3) 履行期限

契約締結の翌日から平成 33 年 10 月 31 日まで。ただし、新庁舎及び別館は、新庁舎建設工事、別館改修工事を先行して完了し、平成 33 年 4 月 1 日から供用開始させること。

(4) 敷地条件

ア 建設地	柏原市安堂町 1-55
イ 建築敷地面積	10,873.55 m ² (内訳：市所有敷地 7,595.44 m ² 、水路敷き 3,256.02 m ² 、大和川河川敷 22.09 m ²)
ウ 用途地域	近隣商業地域
エ 高度地区	なし
オ 建ぺい率	80%
カ 容積率	300%
キ 防火地域	準防火地域
ク 道路	西側道路：国道 25 号、道路幅員：14m
ケ 最寄駅	近畿日本鉄道「安堂駅」約 300m、近畿日本鉄道「柏原南口駅」約 470m
コ 周辺環境	西側に大和川を望み、交通量の多い国道 25 号に接し、東側の鉄道敷を越え住宅地が広がる。

(5) 建物規模

- ア 新庁舎 約 8,500 m²
- イ 既存別館 約 2,000 m²
- ウ 外部倉庫（公害測定室含む）約 220 m²
- エ 車庫 マイクロバス屋根 3 台
- オ 公用車車庫 2 台

(6) 上限提案価格

本事業に係る上限提案価格は 4,227,000 千円（消費税等を含む）とする。
うち、設計業務に係る提案額の上限は 146,000 千円（消費税等を含む）とする。

(7) 計画概要

「柏原市庁舎建設基本構想」、「柏原市庁舎建設基本計画」及びその他本事業に係る資料を参考にすること。

3 選定方法

(1) 審査方法

柏原市庁舎建設事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査を行い候補者を選定する。

(2) 客観評価

参加表明者の中から、技術提案できる者を選定する。

(3) 提案評価

客観評価で選定された者から提出された技術提案書及び技術提案資料を基にプレゼンテーション、ヒアリング等を実施し、事業者候補者 1 者及び次点候補者 1 者を選定する。

4 選定委員会

委員会の委員は、別に定める柏原市庁舎建設事業者選定委員会規則によるものとする。

5 事務局

柏原市総務部庁舎整備室

〒582-8555 大阪府柏原市安堂町 1 番 55 号

電話番号：(072) 972-1501

F A X：(072) 971-5089 【要着信確認】

E-mail：choshaseibi@city.kashiwara.osaka.jp 【要着信確認】

6 スケジュール

内容	年月日
公告（公募開始）	平成30年8月17日～ 平成30年9月11日
参加表明等に関する質問書の受付	平成30年8月17日～ 平成30年8月27日
質問に対する回答の公表	平成30年8月30日
参加表明書等の受付締切	平成30年9月11日
提出書類の審査	平成30年9月12日～ 平成30年9月18日
技術提案要請者への通知	平成30年9月19日
技術提案書等に関する質問書の受付	平成30年9月19日～ 平成30年9月27日
質問に対する回答の公表	平成30年10月12日
技術提案等の受付締切	平成30年10月31日
技術提案書等の審査 プレゼンテーション・ヒアリングの実施	平成30年11月12日
選定結果の発表	平成30年11月14日
基本協定の締結	平成30年12月上旬

注) スケジュールは多少前後することがある。

7 募集要項等の配布

(1) 配布期間

平成30年8月17日（金）から平成30年9月11日（火）まで

(2) 配布資料

- ア 柏原市庁舎施設整備事業 設計・施工一括発注プロポーザル実施要項
- イ 柏原市庁舎施設整備事業 設計・施工一括発注プロポーザル様式集
- ウ 柏原市庁舎建設基本構想
- エ 柏原市庁舎建設基本計画
- オ 柏原市庁舎施設整備事業要求水準書
- カ 柏原市庁舎施設整備事業要求水準書別添資料

(3) 配布場所

アからオは柏原市ウェブサイトよりダウンロードして使用してください。

またカについては容量が大きいため、メディア媒体で貸与します。事前に連絡の上、事務局での受け取りをお願いします。貸与されたメディア媒体は9月11日（火）までに事務局へ返却してください。

(4) 現地確認

現地確認期間

平成 30 年 8 月 17 日（金）から平成 30 年 9 月 11 日（火）まで

- ・土日を除く午前 9 時から午後 5 時まで
- ・事前の電話予約が必要
- ・連絡先 「5 事務局」まで。

8 参加資格及び条件

(1) 参加者の構成

- ア 参加者は、単独企業（建設会社）、特定建設工事共同企業体又は設計・施工共同企業体（以下「共同企業体」という。）によるものとする。
- イ 参加者は、下記（2）、（3）、（4）及び（5）の参加資格を満たすものとする。
- ウ 参加者は、特定分野の業務を担当する協力会社に業務依頼する場合、協力会社は下記（2）ア及びウからカの資格参加要件を満たす者とする。
- エ 共同企業体での参加の場合、以下の参加要件を満たす者とする。共同企業体の結成は、自己結成とする。
 - (ア) 施工業務を担当する参加者の参加資格要件を満たす者で出資比率が最大の者を代表者とする。構成員は（2）及び（3）～（5）の該当する担当の参加要件を満たすこと。ただし、各業務の主担以外の構成員については、（2）及び（3）～（5）ア及びイの該当する担当の参加要件を適用する。
 - (イ) 構成員は、本プロポーザルに参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でない者であること。
 - (ウ) 代表者は、共同企業体において出資比率が 51%以上であること。
 - (エ) 共同企業体の構成員の数は 2 者又は 3 者とする。設計事務所と建設会社の出資比率は、それぞれ業務に係る金額の比率を基準とする。建設会社の構成員に係る最低出資比率は構成員が 2 者の場合は 30%、3 者の場合は 20%とする。
 - (オ) 代表者は、統括管理技術者を配置すること。統括管理技術者は、発注者等との協議責任者とし、設計業務管理技術者、工事監理業務管理技術者、現場代理人及び監理技術者を統括し、本事業の推進と相互調整を行うこと。
- エ (カ) 統括管理技術者
 - ・参加表明書の提出時点において、一級建築士の資格を有すること。
 - ・参加表明書の提出時点において、施工業務を担当する参加者の代表企業と直接的かつ恒常的に 3 ヶ月以上の雇用関係を有すること。
 - ・統括管理技術者は現場代理人を兼務できるものとする。

(2) 共通する参加者の資格

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- イ 平成 29・30 年度柏原市入札参加有資格者名簿の業務に応じた種目に登録されている者。
- ウ 公告日現在において、柏原市入札参加有資格業者停止要綱に基づく指名停止処分、指名回避又は国その他の自治体等においてこれに準じる措置を受けていない者であること。

なお、参加表明書提出から基本協定締結の日までの間において、柏原市入札参加有資格業者停止要綱に基づく指名停止処分、指名回避又は国その他の自治体等においてこれに準じる措置を受けたものは失格となる。
- エ 柏原市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 27 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者に該当する者でないこと。
- オ 柏原市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 27 号）第 9 条に基づく入札等排除措置を受けていないものであること。
- カ 公告日現在において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査に基づく有資格者名簿の登録者を除く）

(3) 設計業務（2事業概要（2）ア、イ、ウ、エ）を担当する参加者の資格

- ア 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条第1項の規定に基づく、一級建築士事務所
の登録を受けている者であること。
- イ 平成29・30年度柏原市入札参加有資格者名簿（測量・建設コンサルタント等業務）に登録され
ている者であること。単体企業（建設会社）の応募の場合は平成29・30年度柏原市入札参加有
資格者名簿（建設工事）の登録で可とする。
- ウ 過去15年以内（平成15年4月1日以降）に、基本設計を完了し竣工した又は実施設計を完了し
竣工した、延べ床面積5,000㎡以上の国若しくは地方公共団体の庁舎又は国土交通省告示第15
号（平成21年1月7日）別添2による類型4（業務施設）の第2類（銀行、本社ビル、庁舎）、
類型12（文化・交流・公益施設）の第2類（警察署、消防署）の建築物の元請としての設計業務
の実績を有すること。
なお、竣工した類型4（業務施設）の第1類（事務所）、類型8（専門的教育・研究施設）の第
1類（大学、専門学校）又は第2類（大学（実験施設を有するもの）、専門学校（実験施設を有
するもの）、研究所）の建築物の元請としての設計実績は類似施設として扱う。
- エ 設計業務に関して、次の技術者を配置できること。

(ア) 設計業務管理技術者

- ・参加表明書の提出時点において、一級建築士の資格を有すること。
- ・平成15年度以降に基本設計又は実施設計業務が完了した延べ床面積5,000㎡以上の同種又
は類似施設の設計に携わった実績があること。
- ・参加表明書の提出時点において、設計業務を担当する参加者の代表企業と直接的かつ恒常
的に3ヶ月以上の雇用関係を有すること。
- ・各主任技術者を兼任してはならない。
- ・工事監理業務管理技術者とは兼務できるものとする。

(イ) 設計主任技術者

- ・建築設計、構造設計、電気設備設計、機械設備設計、コスト管理の各主任技術者をそれぞれ
配置できること。
- ・各主任技術者は、他の主任技術者を兼任してはならない。
- ・建築設計主任技術者・コスト管理主任技術者を除く各主任技術者については、協力会社を加
えることができる。

a 建築設計主任技術者

- ・参加表明書の提出時点において、一級建築士の資格を有すること。
- ・参加表明書の提出時点において、設計業務を担当する参加者の代表企業と直接的かつ恒常
的に3ヶ月以上の雇用関係を有すること。
- ・建築工事監理主任技術者と兼務できるものとする。

b 構造設計主任技術者

- ・参加表明書の提出時点において、構造設計一級建築士の資格を有すること。
- ・設計業務を担当する参加者又は再委託先を含む協力会社と直接的かつ恒常的な雇用関係に
あること。
- ・構造工事監理主任技術者と兼務できるものとする。

c 電気設備設計主任技術者

- ・参加表明書の提出時点において、建築設備士又は一級建築士の資格を有すること。
- ・設計業務を担当する参加者又は再委託先を含む協力会社と直接的かつ恒常的な雇用関係に
あること。
- ・電気設備設計主任技術者と機械設備設計主任技術者のいずれかが、設備設計一級建築士の
資格を有すること。
- ・電気設備工事監理主任技術者と兼務できるものとする。

d 機械設備設計主任技術者

- ・参加表明書の提出時点において、建築設備士又は一級建築士の資格を有すること。
- ・設計業務を担当する参加者又は再委託先を含む協力会社と直接的かつ恒常的な雇用関係に
あること。

- ・電気設備設計主任技術者と機械設備設計主任技術者のいずれかが、設備設計一級建築士の資格を有すること。
- ・機械設備工事監理主任技術者と兼務できるものとする。
- e コスト管理主任技術者
 - ・参加表明書の提出時点において、建築コスト管理士、建築積算士又はこれと同等以上の資格を有すること。
 - ・参加表明書の提出時点において、設計業務を担当する参加者と直接的かつ恒常的に3ヶ月以上の雇用関係を有すること。
- オ 配置を予定している設計技術者は、本業務の完成・引渡日までの間、病気・死亡・退職等のやむを得ない事情があり、発注者が承認した場合の他は、変更を認めない。
- カ 主たる業務分野である建築分野の業務は再委託してはならない。また、構造分野、電気設備分野、機械設備分野においては、再委託先を含む主任技術者が所属する協力会社が、他の参加者の協力会社となっていないこと。

(4) 工事監理業務(2事業概要(2)オ)を担当する参加者の資格

- ア 建築士法(昭和25年5月24日法律第202号)第23条第1項の規定に基づく、一級建築士事務所登録を受けている者であること。
- イ 平成29・30年度柏原市入札参加有資格者名簿(測量・建設コンサルタント等業務)に登録されている者であること。単体企業(建設会社)の応募の場合は平成29・30年度柏原市入札参加有資格者名簿(建設工事)の登録で可とする。
- ウ 過去15年以内(平成15年4月1日以降)に、完成及び引き渡し完了した延べ床面積5,000㎡以上の国若しくは地方公共団体の庁舎又は国土交通省告示第15号(平成21年1月7日)別添2による類型4(業務施設)の第2類(銀行、本社ビル、庁舎)、類型12(文化・交流・公益施設)の第2類(警察署、消防署)の建築物の元請としての工事監理業務の実績を有すること。
 なお、類型4(業務施設)の第1類(事務所)、類型8(専門的教育・研究施設)の第1類(大学、専門学校)又は第2類(大学(実験施設を有するもの)、専門学校(実験施設を有するもの)、研究所)の建築物の元請としての工事監理業務の実績は類似施設として扱う。
- エ 工事監理業務に関して次の技術者を配置できること。
 - (ア) 工事監理業務管理技術者
 - ・参加表明書の提出時点において、一級建築士の資格を有すること。
 - ・参加表明書の提出時点において、工事監理業務を担当する参加者の代表企業と直接的かつ恒常的に3ヶ月以上の雇用関係を有すること。
 - ・各主任技術者を兼任してはならない。
 - ・設計業務管理技術者と兼務できるものとする。
 - (イ) 工事監理主任技術者
 - ・建築工事監理、構造工事監理、電気設備工事監理、機械設備工事監理の各工事監理主任技術者をそれぞれ配置できること。
 - ・各工事監理主任技術者は、他の工事監理主任技術者を兼任してはならない。
 - ・建築工事監理主任技術者を除く各工事監理主任技術者については、協力会社を加えることができる。
 - a 建築工事監理主任技術者
 - ・参加表明書の提出時点において、一級建築士の資格を有すること。
 - ・参加表明書の提出時点において、工事監理業務を担当する参加者の代表企業と直接的かつ恒常的に3ヶ月以上の雇用関係を有すること。
 - b 構造工事監理主任技術者
 - ・参加表明書の提出時点において、一級建築士の資格を有すること。
 - ・工事監理業務を担当する参加者又は再委託先を含む協力会社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - ・構造設計主任技術者と兼務できるものとする。
 - c 電気設備工事監理主任技術者

- ・参加表明書の提出時点において、建築設備士又は一級建築士の資格を有すること。
 - ・工事監理業務を担当する参加者又は再委託先を含む協力会社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - ・電気設備設計主任技術者と兼務できるものとする。
- d 機械設備工事監理主任技術者
- ・参加表明書の提出時点において、建築設備士又は一級建築士の資格を有すること。
 - ・工事監理業務を担当する参加者又は再委託先を含む協力会社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
 - ・機械設備設計主任技術者と兼務できるものとする。
- エ 配置を予定している工事監理技術者は、本業務の完成・引渡しまでの間、病気・死亡・退職等のやむを得ない事情があり、発注者が承認した場合の他は、変更を認めない。
- オ 主たる業務分野である建築分野の業務は再委託してはならない。また、構造分野、電気設備分野、機械設備分野においては、再委託先を含む主任技術者が所属する協力会社が、他の参加者の協力会社となっていないこと。

(5) 施工業務（2事業概要（2）カ、キ、ク、ケ、コ）を担当する参加者の資格

- ア 建築一式工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく特定建設業の許可を受けている者であること。
- イ 平成29・30年度柏原市入札参加有資格者名簿に登録されている者であり、登録業種に関わらず、登録時の経営事項審査による建築一式工事の総合評定値が1,000点以上であること。
- ウ 過去15年以内（平成15年4月1日以降）に、建物完成及び引き渡しを完了した延べ床面積5,000㎡以上の国若しくは地方公共団体の庁舎又は国土交通省告示第15号（平成21年1月7日）別添2による類型4（業務施設）の第2類（銀行、本社ビル、庁舎）、類型12（文化・交流・公益施設）の第2類（警察署、消防署）の建築物の元請としての施工実績を有すること。
 なお、類型4（業務施設）の第1類（事務所）、類型8（専門的教育・研究施設）の第1類（大学、専門学校）又は第2類（大学（実験施設を有するもの）、専門学校（実験施設を有するもの）、研究所）の建築物の元請としての施工実績は類似施設として扱う。
- エ 施工業務に関して次の技術者を配置できること。
- (ア) 現場代理人
- ・建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3の規定による一級建築施工管理技士（以下「一級建築施工管理技士」という。）又は一級建築士の資格を有するものであること。
 - ・平成15年度以降に完成及び引渡しを完了した延べ面積5,000㎡以上の同種又は類似施設の施工に携わった実績があること。
 - ・参加表明書の提出時点において、施工業務を担当する参加者の代表企業と直接的かつ恒常的に3ヶ月以上の雇用関係を有すること。
- (イ) 監理技術者
- ・参加表明書の提出時点において、建設業法に規定される資格・実務経験を有すること。
 - ・平成15年度以降に完成及び引渡しを完了した延べ床面積5,000㎡以上の同種又は類似施設の施工に携わった実績があること。
 - ・参加表明書の提出時点において、施工業務を担当する参加者の代表企業と直接的かつ恒常的に3ヶ月以上の雇用関係を有すること。
 - ・監理技術者は現場代理人を兼務することができる。ただし、監理技術者の実績評価については、0.6の係数を乗じたものとする。（小数点第二位以下切捨て）
 - ・参加者は、選定した監理技術者の氏名、住所及び経歴などを書面により提出すること。
- (ウ) 施工担当者
- ・各施工担当者は、参加表明書の提出時点において、担当毎に下記表のとおり資格を有すること。
 - ・各施工担当者は、参加表明書の提出時点において、施工業務を担当する参加者と直接的かつ恒常的に3ヶ月以上の雇用関係を有すること。

- ・ 施工担当者は、建築、電気設備、機械設備、土木の担当は以下の資格を有すること。なお、電気設備担当・機械設備担当は有資格者であれば、1名で兼任することも可とする。一級電気施工管理技士、一級管工事施工管理技士の両方の資格を有するものは、電気設備担当と機械設備担当を兼務することができるものとする。

担当	資格名称
建築	一級建築施工管理技士又は一級建築士
電気設備	一級電気施工管理技士
機械設備	一級管工事施工管理技士
土木	一級土木施工管理技士

オ 配置を予定している施工技術者は、本業務の完成・引渡日までの間、病気・死亡・退職等のやむを得ない事情があり、発注者が承認した場合の他は、変更を認めない。

(6) 失格要件

次のいずれかの要件に該当する場合は、その参加者は失格とする。

- ア 選定委員会及び事務局関係者に、プロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合。
- イ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められた場合。
- ウ 実施要項の規定に違反すると認められた場合。
- エ 指定する様式（以下「様式」という。）によらないほか、提出書類に関して次のいずれかに該当する場合。
 - (ア) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。
 - (イ) 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合。
 - (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- オ 参加表明書提出から基本協定締結の日までの間に、参加資格要件を欠いた場合。

9 参加表明書の提出【客観評価】

(1) 提出書類

ア 参加表明書及び添付書類等

- (ア) 参加表明書 ……………様式 1-1
- (イ) 暴力団排除に関する誓約書 ……………様式 1-2
- (ウ) 秘密保持に関する誓約書 ……………様式 1-3
- (エ) 会社概要（代表者・構成員） ……………様式 1-4
- (オ) 委任状（共同企業体） ……………様式 1-5
- (カ) 添付書類

a 建築士事務所登録の写し及び建築一式工事の特定建設業の許可証の写し

- ・ 設計業務を担当する参加者の建築士事務所登録の写し
- ・ 工事監理業務を担当する参加者の建築士事務所登録の写し
- ・ 施工業務を担当する参加者の建築一式工事の特定建設業の許可証の写し

b 平成 29・30 年度柏原市入札参加有資格者を証明する書類の写し

- ・ 設計業務を担当する参加者
- ・ 工事監理業務を担当する参加者
- ・ 施工業務を担当する参加者

c 代表者の直近の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）の写し

※連結親会社は連結財務諸表、連結子会社は単体の財務諸表を使用すること。

イ 参加者の実績

- (ア) 8（3）ウ に示す設計業務を担当する参加者の同種又は類似施設の実績 ……様式 2-1
- (イ) 8（4）ウ に示す工事監理業務を担当する参加者の同種又は類似施設の実績 ……様式 2-2
- (ウ) 8（5）ウ に示す施工業務を担当する参加者の同種又は類似施設の実績 ……様式 2-3

各参加者の実績は、それぞれ3件までの記載とする。

ウ 配置予定技術者の資格及び実績

(ア) 8(3)エ に示す配置予定設計技術者の資格及び実績 ………様式3-1
設計業務管理技術者、建築設計主任技術者、構造設計主任技術者、電気設備設計主任技術者、
機械設備設計主任技術者、コスト管理主任技術者

(イ) 8(4)エ に示す配置予定工事監理技術者の資格 ………様式3-2
工事監理業務管理技術者、建築工事監理主任技術者、構造工事監理主任技術者、
電気設備工事監理主任技術者、機械設備工事監理主任技術者

(ウ) 8(5)エ に示す配置予定施工技術者の資格及び実績 ………様式3-3
現場代理人、監理技術者、施工担当者(建築、電気設備、機械設備、土木)

実績を記載する技術者は、設計業務管理技術者、現場代理人及び監理技術者とし、各技術者の
実績は、それぞれ3件までの記載とする。

(2) 参加表明書の提出方法

ア 提出部数

正1部(写し3部)

イ 提出方法

提出書類は、提出先まで持参のみとする。

ウ 提出書類の受領確認

受領時に提出書類受領確認書を交付する。

エ 受付締切

平成30年9月11日(火)

オ 受付時間

月曜日から金曜日の9時から17時まで。

カ 提出場所

「5 事務局」まで。

(3) 参加表明に関する質問の受付及び回答

ア 質問の方法

質問は、質問書(別添様式)により電子メールにて事務局へ提出すること。なお、電子メール以外での質問は受け付けない。また、提案評価で使用する技術提案に関する質問は、この期間では受け付けない。

また、送信後、開庁時間内に電話で着信確認を行うこと。

イ 質問書の受付期間及び受付時間

平成30年8月17日(金)9時から平成30年8月27日(月)17時まで。

ウ 質問に関する回答

質問に関する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、平成30年8月30日(木)に柏原市ウェブサイトにおいて公表する。

(4) 提出書類の作成要領

ア 使用する言語は日本語、通貨は日本円とし、原則として単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

イ 各様式については、様式ごとに提示している事項に準じた上で、必要に応じて記入枠の調整、罫線・段組等を編集して作成すること。

ウ 重複して参加表明書等を提出しないこと

エ 提出書類については、提出期限が過ぎてからの資料の差し替え及び再提出は認めない。

10 技術提案書の提出【提案評価】

(1) 提出書類

- ア 業務計画提案書 ……………様式4-1 (A3片面・横使い2枚以内)
- イ 基本計画に基づく技術提案書
 - (ア) 防災拠点機能の確保についての提案 ……………様式4-2 (A3片面・横使い1枚以内)
 - (イ) 利便性が高く、可変性に優れた窓口・執務空間についての提案 ……………様式4-3 (A3片面・横使い1枚以内)
 - (ウ) 市民に親しまれる、まちと調和した庁舎についての提案(屋外含む) ……………様式4-4 (A3片面・横使い1枚以内)
 - (エ) ライフサイクルコストの縮減と環境対策についての提案 ……………様式4-5 (A3片面・横使い1枚以内)
- ウ 期間内に事業を完了させるための工程・品質・現場管理についての提案 ……………様式4-6 (A3片面・横使い2枚以内)
- エ 地域貢献提案書 ……………様式4-7 (A4片面・縦使い1枚以内)
- オ 自由提案書 ……………様式4-8 (A3片面・横使い1枚以内)
- カ 価格提案書
 - (ア) 価格提案書 ……………様式4-9 (A4片面・縦使い1枚以内)
 - (イ) 価格提案内訳書 ……………様式4-10 (A4片面・縦使い3枚)
- キ 計画概要書／参考図面 ……………様式5-1 (A3片面・横使い6枚以内)

(2) 提出書類の作成要領

- ア 業務計画提案書 ……………様式4-1 (A3片面・横使い2枚以内)
以下の項目について提案を行うこと。
 - a 本業務の実施方針
 - b 基本設計から施工までを含めた業務の実施体制
 - c 要求水準を確保するための取り組み方
- イ 基本計画に基づく技術提案書
 - (ア) 防災拠点機能の確保についての提案 ……………様式4-2 (A3片面・横使い1枚以内)
以下の項目について提案を行うこと。
 - a 構造計画
 - b 建築非構造部材の計画
 - c 建築設備の計画
 - d 非常時における機能維持の対策
 - (イ) 利便性が高く、可変性に優れた窓口・執務空間についての提案 ……………様式4-3 (A3片面・横使い1枚以内)
以下の項目について提案を行うこと。
 - a 窓口・執務空間の配置計画及び動線計画
 - b フレキシビリティの向上を図る方策
 - (ウ) 市民に親しまれる、まちと調和した庁舎についての提案(屋外含む) ……………様式4-4 (A3片面・横使い1枚以内)
以下について提案を行うこと。
 - a 新庁舎の外観計画

- b 市民の交流を促進する空間計画
- c バリアフリーとサイン計画

(エ) ライフサイクルコストの縮減と環境対策についての提案

……………様式4-5 (A3片面・横使い1枚以内)

以下の項目について提案を行うこと。

- a 縮減効果・費用
- b 建物外装計画
- c 電気・機械設備計画
- d 建物の維持管理計画

ウ 期間内に事業を完了させるための工程・品質・現場管理についての提案

……………様式4-6 (A3片面・横使い2枚以内)

以下の項目について提案を行うこと。

(ア) 事業工程計画

- a 設計・施工の全事業スケジュール
- b 主要マイルストーンの設定
- c 市民説明、発注者による設計内容の確認・意思決定時期等のロードマップ

(イ) 業務工程管理計画

- a 業務期間を確実に遵守するための設計・施工の工程管理手法

(ウ) 施工品質管理計画

- a 施工品質を確保するための方策及び管理手法

(エ) 現場管理計画

- a 施工中における施設利用者の安全等に配慮した仮設計画
- b 周辺環境への配慮

エ 地域貢献提案書

……………様式4-7 (A4片面・縦使い1枚以内)

柏原市内の建設事業者の活用や建設資材の購入計画等について提案を行うこと。

オ 自由提案書

……………様式4-8 (A3片面・横使い1枚以内)

ア～エの提案項目以外について自由に提案を行うこと。

カ 価格提案書

(ア) 価格提案書

……………様式4-9 (A4片面・縦使い1枚以内)

(イ) 価格提案内訳書

……………様式4-10 (A4片面・縦使い1枚以内)

価格提案書、価格提案内訳書作成の留意事項

- a 価格調整などの一括値引き(出精値引き)はしないこと。
- b 要求水準書の内容を承知した上で、本業務を完成するのに必要な全ての材料や作業及び施工上必要とされる内容を想定し、内訳書に反映すること。
- c 技術提案内容については、全て見積もりに反映させること。
- d 消費税は、8%で計算すること。

キ 計画概要書/参考図面

以下の内容を自由書式にて提出すること ……………様式5-1 (A3片面・横使い6枚以内)

(ア) 建物計画概要(新庁舎・別館)

(イ) 配置図(全体)

新庁舎、別館及び外構を含む全体の配置計画が分かるものとする。

(ウ) 各階平面図(新庁舎・別館)

各機能を適宜色分けし、ゾーニングが分かるものとする。別館は改修の概要が分かるよ

うに表現を行うこと。各機能を適宜色分けし、ゾーニングが分かるものとする。

(エ) 立面図（新庁舎）

外装イメージや素材感が分かるよう着色等適宜表現すること。

(オ) 断面図（新庁舎）

各機能を適宜色分けし、ゾーニングが分かるものとする。

(カ) 外観イメージパース（新庁舎）

国道 25 号側からのアイレベルとする。

(キ) 内観イメージパース（新庁舎）

エントランスから窓口が分かるアングルとする。

(3) 書類の提出方法

ア 提出部数

技術提案書 13 部とする。同内容の電子ファイル 1 部（CD-R 等の記録用メディア媒体。必ずウイルス対策を実施すること。）

イ 提出書類は、提出先まで持参とする。

ウ 提出書類の受付確認は、受付時に提出書類受付確認書を交付する。

エ 受付締切

平成 30 年 10 月 31 日（水）

オ 受付時間

月曜日から金曜日までの 9 時から 17 時まで。

カ 技術提案書の提出を辞退する場合は、平成 30 年 10 月 31 日（水）までに事務局へ辞退を届け出ること。また、提出期限までに技術提案書を提出しない者は、技術提案書の提出を辞退したものとみなす。

(4) 技術提案書に関する質問の受付及び回答

ア 質問は、質問書（別添様式）により電子メールにて事務局へ提出すること。

イ 質問書の受付期間及び受付時間

平成 30 年 9 月 19 日（水）9 時から平成 30 年 9 月 27 日（木）17 時まで。

ウ 質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、平成 30 年 10 月 12 日（金）に柏原市公式ウェブサイトにおいて公表する。

(5) 提出書類の記入上の留意事項

ア 技術提案書は、それぞれの指定の枚数の範囲内で記述すること。

イ 各様式については様式ごとに提示している事項に準じた上で、必要に応じて記入枠の調整、罫線、段組等を編集し、作成すること。

ウ 技術提案については、審査を公平に行うため、参加者が特定できるような表現は避けること。

(6) プレゼンテーション及びヒアリング

ア 原則非公開で行うものとする。

イ プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は、当該業務に予定する統括管理技術者を含む 5 名以内とし、原則として代理人の出席及び事前に申請された者以外の出席は認めない。

ウ 30 分程度のプレゼンテーション及び 20 分程度の質疑応答を想定しており、会場、日時等については客観評価後に別途通知する。

エ プレゼンテーションには、提出した技術提案書の拡大パネル（A 1 判）やパワーポイント等によるスライドを使用すること。なお、プロジェクター及びスクリーンについては、事務局において用意する。模型及び動画を利用したプレゼンテーションは不可とする。

オ プレゼンテーションに使用する資料は、技術提案書の内容のみを表現したものとする。

カ プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は、評価の対象としない。

1.1 提案資料の評価基準

提出資料の評価基準は、以下のとおりとする。

評価項目		配点
客観評価	財務・実績評価	120点
提案評価	技術提案評価	630点
	価格提案評価	250点
評価点合計		1000点

(1) 客観評価基準

客観評価の評価項目は以下のとおりとする。

評価項目
ア 参加者の財務状況
(ア) 売上高経常利益率
(イ) 流動比率
(ウ) 自己資本比率
(エ) 利益剰余金
(オ) 決算状況（経常利益）
イ 参加者の実績 ※同種施設・類似施設（最大3件まで記載）
(ア) 設計業務
(イ) 工事監理業務
(ウ) 施工業務
ウ 配置予定技術者の実績 ※同種施設・類似施設（最大3件まで記載）
(ア) 設計業務管理技術者
(イ) 現場代理人
(ウ) 監理技術者

(2) 提案評価基準

提案評価の評価項目は以下のとおりとする。

評価項目
ア 業務計画提案書
イ 基本計画に基づく技術提案書
(ア) 防災拠点機能の確保についての提案
(イ) 利便性が高く、可変性に優れた窓口・執務空間についての提案
(ウ) 市民に親しまれる、まちと調和した庁舎についての提案（屋外含む）
(エ) ライフサイクルコストの縮減と環境対策についての提案
ウ 期間内に事業を完了させるための工程・品質・現場管理についての提案
エ 地域貢献提案書
オ 自由提案書

(3) 審査方法

客観評価、提案評価ともに提案者の名前を伏した上で、それぞれの評価を行う。

(ア) 客観評価について

参加者及び配置予定技術者の同種又は類似施設の実績について

参加者及び配置予定技術者ともに最大3件を実績の評価とし、係数を乗じて評価点を算出する。

評価項目	評価内容	係数
参加者及び配置予定技術者の実績（1件につき5点）	同種施設	1.0
	類似施設	0.9
	基本・実施設計 両方の実績	1.0
	基本・実施設計 いずれかの実績	0.9

(イ) 提案評価について

業務提案は、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、各委員が評価基準に基づいて評価する。
各提案の評価項目の配点に係数を乗じて評価点を算出する。

評価項目	評価内容	係数
技術提案評価	技術提案の内容が非常に優れている。	1.0
	技術提案の内容が優れている。	0.8
	技術提案の内容が標準的である。	0.6
	技術提案の内容がやや劣っている。	0.4
	技術提案の内容が劣っている。	0.2

(4) 価格提案について

参加者の中で、最低見積金額を提出した者の評価点を250点とし、他参加者の評価点Aは、次の算式で算出する。

$$(\text{最低見積金額} / \text{提案見積金額}) \times 250 = A \text{ (小数点第二位以下切捨て)}$$

1.2 評価結果の公表及び通知

審査の結果は、柏原市の公式ホームページで公表する。なお、参加表明書を提出した全ての参加者に対し、後日郵送にて書面で通知する。

1.3 契約方法等

(1) 本事業の契約方法について

本事業は「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン」に基づく技術提案交渉方式の「設計交渉施工タイプ」による契約方法を適用する。

(2) 契約スケジュール（案）について

内 容	年 月
基本協定	平成 30 年 12 月上旬
設計契約（教育センター工事監理業務を含む）	平成 30 年 12 月中旬
教育センター解体工事契約の内訳明細書の提出	平成 31 年 5～6 月
教育センター解体工事契約	平成 31 年 6 月
新庁舎工事請負契約の内訳書の提出	平成 31 年 8～9 月
新庁舎工事請負契約（別館改修、既存庁舎解体、外構工事を含む）	平成 31 年 10 月
新庁舎工事監理契約（別館改修、既存庁舎解体、外構工事を含む）	平成 31 年 10 月

(3) 契約内容についての協議

事業者候補者は、発注者との間で提案内容に基づき、価格提案書の金額を上限とし、設計業務、工事監理業務及び施工業務に係る基本協定書について速やかに合意するとともに、発注者と事業者において設計業務の委託契約を締結する。

また、工事監理業務の委託契約、施工業務の工事請負契約については、同協定書に基づき、設計業務の完了後、平成 31 年 9 月議会で議決を得た後、10 月上旬を目処として、発注者と事業者において契約を締結するものとする。

事業者候補者は、選定後、速やかに提案内容に基づいた提案価格以下の内訳明細書（科目別内訳書程度）を提出すること。また、共同企業体においては、共同企業体協定書を提出すること。

なお、作成に当たっては公共建築工事内訳書標準書式（平成 30 年度版）を使用すること。

可能な限り「数量×単価」で計上すること。

(4) 工事請負契約に係る内訳明細書の作成

実施設計完了後、発注者の承認を受けた実施設計図に基づき積算を行い、工事費内訳明細書を作成し提出すること。

内訳明細書は価格提案時の内訳書を基準とする。発注者と単価、数量について協議を行い、合意後、工事請負契約を締結する。

(5) 次点者との協議

発注者は、事業者候補者の契約内容に関する協議が不調となり事業者候補者との契約締結が不可能と判断した場合は、市は次点候補者と契約内容に関する協議を開始することができるものとする。

選定結果の通知の日から基本協定までの間に、事業者候補者が参加資格要件を欠いた場合、次点候補者を新しい事業者候補とし、基本協定締結に向けた協議を行うものとする。

(6) 契約保証金

柏原市財務規則（昭和 39 年 3 月 16 日規則第 7 号）第 107 条の規定に基づくものとする。

有価証券等の提供又は金融機関等の保証、公共工事履行保証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結をもって契約保証金の納付に代えることができる。なお契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上とする。

(7) 支払条件

本業務は、平成 30 年度から平成 33 年度までの継続業務とし、支払いは原則、年度毎に支払うものとする。

また、業務契約に係る費用の支払い条件は、事業者候補者から提出される業務工程計画を発注者と本業務に特定された事業者にて確認・協議の上、決定する。

1 4 提出資料の取り扱い

(1) 参加資格確認申請書、技術提案書の無効等

- ア 虚偽の内容が記載されている参加資格確認申請書、技術提案書は無効とし、提出要請者としての通知及び事業者補者の選定についてはこれを取り消すとともに、入札参加資格停止措置を行うことがある。
- イ 参加資格確認申請書、技術提案書が次の条件のいずれかに該当する場合は、評価の対象外とする。
 - (ア) 所定の様式に示す条件に適合しないもの
 - (イ) 提出期限、場所及び方法等に適合していないもの
 - (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - (エ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - (オ) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- ウ 本手続のために提出された資料は返却しない。
- エ 本手続のために提出された資料は、本手続以外に参加者に無断で使用しないが、提出された技術提案書は、公正性、透明性及び客観性を確保するため、参加者に確認の上、参加者の権利、利益等を損なうおそれのある部分を除き、公表することがある。
- オ 本手続のために提出された資料は、本手続に係る作業に必要な範囲内において複製を作成することがある。
- カ 本手続及び本業務に関して参加者が作成し、又は提出する資料等（技術提案書及び成果物を含むがこれらに限定されない。）は、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の法令の定めにより保護される第三者の権利等（以下「特許権等」という。）を侵害するものではないこと。参加者は、当該資料等が第三者の有する特許権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、参加者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

1 5 その他

本プロポーザルの成立要件は応募者が1者の場合でも、客観評価・提案評価（プレゼンテーション及びヒアリング審査）を行い、評価点が満点の60%を超えている場合は、事業者候補者とする。

本手続及び本業務において使用する言語は日本語、通貨は日本円とし、原則として単位は日本の標準時及び計量法に定めるものとする。

本プロポーザル参加のために参加者が要した費用は、全て参加者の負担とする。

－以上－